

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年七月十三日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十九号

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第十条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（条例第十二条に規定する書面をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る同条に規定する電磁的記録により行うことができる。</p>	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。